

令和7年第4回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金） 開会 午後 1時58分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員（0人）

5. 早退委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 久保田勝 11番 野村雅紀

第2 議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地（2アール未満のものに限る。）を農業用施設に供する場合の届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副 主 幹 浅川 英雄

9. その他の出席者

農業振興課長 小松 辰也

農業振興課主幹 鳥海 靖弘

農業振興課主任 岸 秀人

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第4回入間市農業委員会を開会いたします。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番、久保田勝委員、11番、野村雅紀委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議案第4号につきましては、農用地利用集積等促進計画案に係るため、市農業振興課の職員に出席を求めています。

○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、入間市農業委員会職員を令和7年4月1日付けをもって下記のとおり任免する。令和7年4月25日提出、入間市農業委員会。

記

1、 副主幹、栗原 庸之、入間市農業委員会事務局副主幹を解く。

2、 副主幹、浅川 英雄、入間市農業委員会事務局副主幹を命ずる。

以上、任免でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、新しく事務局職員となりました浅川副主幹から一言ごあいさつをお願いいたします。

○浅川副主幹

この度、4月から農業委員会事務局にてお世話になります浅川と申します。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

浅川副主幹には、一日も早く農業委員会の仕事になれますよう、期待しております。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第2号1番から2番について、一括してご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月19日に、三木推進委員とは別々に申請地の状況確認をし、4月21日に借受人へ電話で聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、茶どころ通り南、県道二本木飯能線西側にある農地です。

申請者は、3年間の解除条件付きの使用貸借契約で農地を借り受ける一般法人です。

申請地は両方とも休耕地ですが、借受後は1年を通してネギを作付けする計画との事です。

経過理由書や全部効率要件説明資料、営農計画書等で示された内容や、農機具借入、購入予定状況、解除条件を付した農地の使用貸借契約書などがある事から耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

4月21日に、上原委員とは別に現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が新たに農業経営を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、概ね150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、6,838平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまでどちらも休耕地でしたが取得後はネギ畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

この法人は、農業経験が1回もないのですか。

○事務局

農業経験の方はございませんが、経験者の方からもアドバイスをいただいたり、知識の方は事前に習得されているということで伺っております。また解除条件付きの貸借という形です。支障はないかと考えております。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

借受期間が3年というのは、短い気がするのですが。

○事務局

期間の方はあくまでも3年という形ですが、貸主と借主のお話の中でまずは使用貸借で行い、ある程度目途が立ったら賃貸借に切り換えたいというお考えもあると伺っております。そのため今回は使用貸借の方で3年貸借、その後は賃貸借の方の貸借でいければということでお話は伺っております。

○議長

ほかにございませんか。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

実際の耕作者は、社員なのか本人なのか、または委託をしてしまうのか、その他何名で行う予定なのかというのは資料があるのですか。

○事務局

事務局の方に提出されている営農計画書の中では、代表者も含めて4名で耕作予定、4名のうち代表と主たる農業従事者が250日、1名が100日、農業経験のあるアドバイザーが200日従事するという形でお話を伺っております。以上です。

○農業委員9番(荻野実君)

ありがとうございます。

○農業委員7番(上原和子君)

付け足していいですか。収穫後の流通の計画も立ててあるそうです。

○議長

よろしいですか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

それでは、1番を議題いたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

4 番、中島です。議案第 3 号の 1 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4 月 22 日に、申請地の状況などを確認して参りました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲は宅地化が進んだ区域内に農地が点在する場所となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。法人所在地隣接地であり、周囲に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

4 月 21 日に、現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、事業拡大に伴い駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第 5 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10 ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第 2 種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第 2 種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第3号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月21日に譲受人に電話をしまして、4月22日に三木推進委員とは別に現地を確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、市街化調整区域の農地ではありますが、宅地に囲まれた農地となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周辺に農地は無く、近隣に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

4月21日に、上原委員とは別に現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受人は、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の妻の祖母が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月19日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認して参りました。

申請地は、案内図のとおりであり、市街化調整区域の農地ではありますが、宅地に囲まれた農地が点在するところとなっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

4月19日に、現地を確認しました。宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われしますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受人は、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の祖母の兄が市街化調整区域(所沢市)に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

(農業振興課職員 前方へ移動)

○議長

ここで、農業振興課職員の異動がありましたので、事務局より紹介いただきます。

○事務局

4月の人事異動によりまして、宮元課長から変更になりました小松課長と、県の方を退職されまして、入間市の農業振興課に来られました鳥海主幹です。一言ずつ、ご挨拶をお願いいたします。

○農業振興課長

皆さん、こんにちは。4月から農業振興課長に着任いたしました小松と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興課 鳥海主幹

4月からこちらでお世話になります、農業振興課の鳥海と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興課 岸主任

引き続きお世話になります、農業振興課の岸と申します。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後2時21分

○議長

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、賃貸借権、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。
それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件(令和7年4月分)に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙１の令和７年度第１回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

１番と２番、１１０番と１１１番の設定する権利の種類は使用貸借権であり、貸借期間は案件により３年から１０年間となります。３番から１０９番までの設定する権利の種類は賃貸借権であり、貸借期間は１０年間となります。設定等を受けるものは、議案の別紙１に記載のとおりとなります。

１番の借受け希望者は、認定農業者である製茶農家です。営農地区は金子地区となっております。２番並びに１１０番の借受け希望者は、ここ数年規模拡大を行っている認定新規就農者です。営農地区は東金子地区が中心となっております。１１１番の借受け希望者は、令和５年８月１０日付で青梅市にて認定を受けた認定新規就農者です。入間市での借り入れは今回が初めてとなります。

３番から１０９番の借受け希望者は、金融機関母体の法人が出資し、平成２７年３月に設立された農業法人です。法人としての年数は１０年程ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は約２７年にわたり製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は金子地区内にあり、借入地までの所要時間は１０分ほどでございます。

借受け希望者４者は、いずれも今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内地区の農地を守っていきたいと考えており、これまでの実績等からも借受け希望者である４者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当１１番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。

４月１８日に、木蓮寺地区にある３筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認して参りました。この３筆の農地について、管理された状態であり、今後、茶畑として耕作することに問題ないことをご報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子上地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

４月１８日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当７番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員７番（上原和子君）

７番、上原です。

４月１９日に、寺竹・西三ツ木・下谷ケ貫・上谷ケ貫にある２６筆に農地の状況を、三木推進委員と別々に確認してまいりました。この２６筆の農地について、管理された状態であり、今後、茶畑・野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

４月２２日、上原委員とは別に現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当４番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員４番（中島伸吉君）

４番、中島です。

４月１９日と２０日に、下谷ケ貫・花ノ木・中神・根岸地区にある７８筆の農地の状況を、豊泉推進委員とは別々に確認してまいりました。この７８筆の農地について、管理された状

態であり、今も茶園としてよく管理されております。今後も茶園として耕作していくことに問題はないかと思います。付け加えて私事でございますが、資料を見たとおり、かなり細かい字で書いてありますが、これだけの面積を管理するというのは、個人では全く不可能で、本当に1日で見られるような筆数ではございませんが、よく管理されておりました。

○議長

大変お疲れ様でした。

次に、豊泉隆委員、金子下地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

4月19日・20日に、中島委員と別々に現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

4月18日に、東金子地区・寺竹地区にある4筆の農地の状況を、東金子地区分については間野推進委員と別々に、寺竹地区分については三木推進委員と別々に確認してまいりました。この4筆の農地について、管理された状態であり、今後、茶畑・野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

4月22日、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当委員から説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

(久保田委員 挙手)

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

3 点程あるのですが初めに 2 点、2 番については、本人から聞いて 3 年前から耕作しているということですが、今までの経営基盤強化促進法だと、更新とかそういう表記があったのですが、そういうのはあった方が、括弧を付けて更新とか書いてもらえるとわかりやすいのかなというのと、やはりこれと関連して、新規の場合は新規とかそういうのは必要ないのかということをお聞きしたいです。

○農業振興課

今の更新の筆は更新で、新規の筆は新規というお話なのですが、中間管理事業としては更新という定義はなくて新規という形になるものでして、ただわかりづらいというところもありましたので、次回以降は新規・更新というような形で、内部資料として記載するよう検討します。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

ありがとうございます。あともう 1 点、110 番のところなのですが、現状、去年の秋頃にトラクターで耕されたような状況で、草が 10 cm 位伸びております。それで借りるのが 6 月 1 日というのと、あと一月先になると結構草が伸びてしまうのですが、その前に耕うんとかトラクターで回すことは可能なのか、6 月 1 日まで待たなくてはいけないのか、作物を作るのは 6 月 1 日以降だとしても、事前に耕うんとかしても問題ないのかお聞きしたいです。

○農業振興課

こちらにつきましては、所有者の方と耕作者の方で話し合いがなされていて、書面上 6 月 1 日からなのですが、現場の管理とか最低限の農作業というところは同意を得ていまして、管理も含めて今ちょうど始めたところです。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

ありがとうございます。

○議長

ほかに何かございませんか。

それでは、質疑応答も十分なされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

(農業振興課職員 後方へ移動)

○議長

続いて、議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、を議題といたします。

はじめに、1番について、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第5号の1番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買い取り申出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買い取り申出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。説明は、以上でございます。

○議長

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番(久保田勝君)

10番、久保田です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

4月18日に、間野推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

該当農地は特定生産緑地として耕作されていた農地でしたが、事由の生じた者の死亡したことに伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。

耕作は主に事由の生じた者の同居の長男が耕作し、農機具についても乗用摘採機、普通トラック等を所有し、農地についても、茶畑として今まで適正に管理されておりました。

主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

4月22日、久保田委員とは別々に現地を確認しました。茶畑として耕作されており、久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約については1件、農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については6件、農地（2アール未満のものに限る。）を農業用施設に供する場合の届出については1件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号、第4号、のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後2時41分